

◆ 第2回鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会議事録

日 時 平成27年10月21日(水) 午前10時から午前11時10分

場 所 鎌倉市役所 402会議室

出席者

委 員：興水委員長、飯塚副委員長、伊藤委員、石井委員、飯田委員

事務局：館下課長、齊藤課長補佐、大前職員、大淵職員

委員長 只今から第2回鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会を開催します。会議に先立ちまして、まず配布資料の確認をしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。委員の過半数以上の出席がございますので、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会規則第6条に基づき、会議が成立していることを報告いたします。

本日の配布資料は、まず本日の式次第、第1回指定管理者選定委員会の議事録、資料1として、「募集要項等に関する質問回答書」、資料2として、「申請書の概要」、資料3として、「配点表」、資料4として、「採点チェック表」、資料5として、「今後のスケジュール」を配布しております。

また、前回ご審議いただきて確定しました募集要項等と応募者からの提案書のファイルを配布しております。ご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。

委員長 資料の方はよろしいでしょうか。

では、お手元の会議次第に基づき進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、次第1の前回議事録の確認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議事録につきましては、事前に事務局から各委員に送付いたしまして、訂正箇所等、ご意見はありませんでした。

委員長 議事録につきましては、特に訂正、修正のご意見がないということでしたので、お配りしたもので確認されたということにしたいと思います。よろしく願いいたします。

第1回の選定委員会で審議しました募集要項を基に、市では指定管理者の公募を行いました。その応募の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 応募の状況について説明いたします。

7月21日に開催しました第1回指定管理者選定委員会において募集要項等の審議を行っていただき、市で確定した募集要項等を8月25日から9月4日にかけて配布しました。9月7日に現地説明会を開催しまして、4団体、8名の参加がございました。参考までに、参加した団体は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXで、それぞれ2名ずつの参加でした。

9月7日から9月11日にかけて質問事項を受け付けました。それらに対する回答と合わせて、本日は資料1としてお手元に配布しております。

その後、応募書類の受付を9月24日から10月7日で行い、提出団体は、鎌倉広町パートナーズ、1団体となっております。この鎌倉広町パートナーズは共同事業体という形になっておりまして、構成団体は、昨年度応募しました特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会と、笛田公園以外の都市公園の指定管理者を行っています公益財団法人鎌倉市公園協会の2団体です。

緑色のファイルが応募書類の副本となります。申請内容の概要をまとめた書類を、資料2として配布しております。

緑色のファイルの一枚目の目次をご覧くださいいただければわかると思いますが、提出書類は募集要項に記載している順番に綴じられています。今回共同事業体ということで、目次に記載しています、②団体の概要から⑦納税証明書までは構成団体がそれぞれ提出する必要がある書類になりますが、その書類につきましては、鎌倉広町の森市民の会、鎌倉市公園協会の順に綴られているということです。また、書類の枚数が多いものにつきましては、それぞれ付箋を追加しておりますので、付箋以降が2番目の団体の書類となっております。

また、補足いたしますと、④の中の規則に関する書類については、鎌倉広町の森市民の会の書類は全ての規則を印刷して添付しておりますが、鎌倉市公園協会については規則の量が膨大でA4ファイル2冊ほどになるとのことで、規則の名称のみ一覧で記載させてほしいとのことでそのようになっております。もし、必要がありましたら、規則の全文をご用意いたしますので、事務局までお知らせください。よろしくお願いいたします。

その他、提出書類は全て揃っている状況で、提案書の内容は資料2にもまとめてはおりますが、10月27日にも応募者から提案の説明がありますので、事務局からの説明は特にいたしません。

また、指定管理料の提示額は、鎌倉市で定めた上限額3年間で7,770万円以下の7,740万円、1年間で2,580万円となっております。

以上で説明を終了します。

委員長 応募の状況について、何かご質問等ありましたらお願いします。

繰り返しますと、現地説明会で出てきたのは4団体で、最終的に応募があったのは1団体ということですが、いかがでしょうか。提出の1団体につきましては、お手元の緑のファイルに応募書類が綴じられているわけですが、ジョイントで1つの団体は規則については膨大なので省略されているというご説明もありました。そういう意味では特に書類に不備があるわけではないんですけども、受け付けたということだと思います。全体を通して、応募状況についてご質問があれば承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 4団体のうちの1つは広町パートナーズという去年のところと公園協会が一緒のところ、あとの3つというのは去年とはまた別の新たな団体なんでしょうか。

事務局 4団体のうちの2団体が■■■■と■■■■で、残りの2団体は昨年度とはまた違う会社の方です。

■■■■委員 そうなんです。■■■■と■■■■の2つが一緒になってやるということなんです。わかりました。また変わらないなと思いますが、まあ、仕方ないですね。

副委員長 2団体の共同、パートナーでやるということなんです。どちらが主体でんでしょうか。フィフティフィフティなんですか。書類の④の定款だとかの書類を見ると、NPOの方が団体の概要が上にあるということですが、どこが主体なのでしょう。フィフティフィフティみたいに見えるのですが、契約主体はどちらになるかによって、そのどちらかの定款に基づくとおっしゃいます。

事務局 ⑧-3のところ委任状を提出していただいております。受任者がNPO法人の市民の会の方になっています。委任している方が山崎に住所がある公園協会という形になっています。代表という形では昨年度の団体が主になります。

副委員長 昨年度の団体が主契約者になるということですね。

事務局 共同事業体の基本協定書という形で⑧-1にありまして、役割分担だとか費用分担という形で定めております。

委員長 今の話に関連して、副委員長が詳しく教えていただきたいんですけど、⑧にありますように2つの団体が甲乙の関係になっていて、甲でやる団体の方が主で、協会の方が乙ということです。業務分担というのが第3条にあって、甲の方が実際の管理作業、巡視とかは共同でやるようなんですけど、あと、お金、経費を2つに分けてやるようになっているんですけど、これはどういう関係としてみればいいのでしょうか。下請けしているわけではないんですよね。

副委員長 ⑧-1の基本協定書における経費の分担というのは、どこでもやっていることです。やっていると思うんですけど、ちょっとわからないのは、要するに主契約者が相当責任を取って、従たるものはパートナーとしての責任を負うということになりますから、昨年の団体が主契約者ですから、この事業に対する責任はまずそこが取ることになるかと思うんです。職務の分担の中でのそれぞれの責任分担はあるとしても、鎌倉市さん、発注者に対してはどちらかがということになりますから、それは主契約者がということになります。例えば国営公園の場合でも4社とか3社の共同体で名乗り挙げてきますけども、主契約者はどこかというところは決まってやっています。この場合はNPOさんの方が主、鎌倉市公園協会さんが従ということになるんだろうと思います。

委員長 主たる契約者、管理者と従たる管理者ということについて、そういうふうには他ではやっていたと、鎌倉市さんの場合でもそういうふうを考えているということですね。

事務局 これまで事例がないんですけども、そういう位置づけになるかと思えます。

副委員長 前回の時に主になり得るかというところが大きな話題だったわけです。やります、やりますという任意の時代から契約に基づいて責務を果たすということに

なると、そうはいかないと。ということで十分な体制、十分な資質がないという判断でノーだったと記憶しているんですよね。そうすると、今回の場合、まだ審査段階というか過程ですけど、申し込みを受けた段階で、例えばひとつの大きな問題でしたこのNPO法人さんの定款、法人として作ったばかりでもうバタバタとして出てきて、理事は私ですと言ってもそうですかという感じでした。今回の提案書はボリュームがあるので見させていただかないとよくわかりませんが、そのあたりは十分配慮されたものになっているのでしょうか。

事務局 定款だとかいろいろな書類が、前は今後作成するというので片付けられてしまっていたわけですが、今回きちんといろんな規程が一色揃っていますので、見直しは十分できているのかなと思っています。

委員 定款は前回と何か変更があったということですか。それともそのままでしょうか。比較して見比べないとわかりませんが。

事務局 前は諸規程等が一切添付されていない状態でした。比較ができないと思いますので、今回の内容でご審議いただきたいと思います。

副委員長 何がどこにあるかまだよくわかりませんが、④の役員、いわゆる体制はどこにあるのでしょうか。私の経験の中でいう国営公園ですと、その現場責任者がどなたでどういう職歴を持っているかということ、名前、実名で出さなくてはいいけません。国営公園の例ですと課長職、管理職は実名を持って出してください、変更は効きません、途中3年、4年の中で事情で変更協議しなければならないことはあったんですけど、この提案段階で管理職以上はどのような体制なのか実名を入れてください、それぞれの経歴を入れてくださいということでやっているんです。この広町さんの場合も提案団体の現場責任者はどなたでどういう職務分担になるか、生物、植物あるいは動物、その最もやりたいと言っているような活動のリーダーはどなたで、金額的な多少に関わらず庶務的な報告義務からいろいろなものが出てくるかと思いますが、その責任者はどなたというのはどこかにありますか。

委員長 大事なことだと思います。どこを見ればよろしいのでしょうか。

事務局 ⑩の提案書の中の8ページ、ここに管理運営体制図というのがございます。

副委員長 一昨年の運動公園の笛田公園だとかの他の例でも、センター長ですとかの名前は挙がってませんよね。

事務局 鎌倉市の公園では個人名の記述を求めたことがないので、誰がどういう業務をするかというのは個人限定で提案をするということはこれまでにないです。今年は、団体の中で持っている資格を一覧で挙げてくださいということで募集要項に書いていますので、提案書の28ページには資格一覧という形で市民の方の方が持っている資格と公園協会の方で持っている資格の一覧というのを書いていただいてまして、一応市民の方にも造園施工管理技士、樹木医の方もいらっしゃるということです。

副委員長 28ページの資格のところはいいんですけども、私が聞いたかったのは先ほど言われた8ページのところの分担は把握していないということです。例えば私の経験では、総括職員というのは少なくとも主契約者から出されるだろうと思

うんです。

事務局 そこまで細かいものは書いていないです。どちら側からというのはお互いからの矢印の図になっていますので、それは細かく聞かないとわからないです。

副委員長 十分な資質がある人がそれぞれいて、だからそのあたりはよく上手くいってほしいなと思います。これでわからないというのが一番問題だと思うんだよね。例えば公園協会さんの方には公園を管理運営する上のいろんな有資格者、あるいはいろんな人がいて、どなたがここに専従なのか、いまだき専従なんて言っていないでいくつかを見てくれる人の1人がこの広町を見るというなら、その人がどなたなのかというのは大事なことかと思うんです。特に単体じゃないときは。三菱さんがそこをやるということであれば、三菱の名の下でやってくれるんだから少なくともそんなはずはないでしょっていうことにはなりますが、この仲間内、その2者間のモラルといいますか、仁義といいますか、そこは覚書だとかで表れていてもそんなはずはないということになります。特にお金が絡んでくるとなかなかそんなにきれいにいかないと思います。突発的に起こった事態はどっちが負担してやるんだというところが、6億くらいでやっている昭和記念公園とか5億近くでやっている武蔵で、3者、4者でやっても突発的なもの、あるいは想定外というのはいっぱい出てくる。そういうときにこれをやらなきゃいけないんだけど、そっちかこっちかという議論が起こるだけに、覚書は覚書としてあるけれど、現場の空気としてはなかなか融合しにくいんです。だからこそ僕は過去何回かの審査で鎌倉市さんを見てきた1人としては、相手が逃げるわけじゃないけど、今回は名前があった方が難しいことにならないかなという、これが質問です。

委員長 個人名じゃなくても例えば常務理事があたるとかね。常務理事1人いますよね。常勤の理事がね。甲の方の職員がこれにあたりとか、こっちは乙の方があたりとか。その矢印だけだとちょっと弱いかなと思います。これはどうしますか。当日説明してもらいますか。

副委員長 ただ要項の中で明記していなかったもので、これまでと同じようにこういう風にこれだけの人をはりつかせませうということしか出てこなかったんだろうと思います。そこをどうするかということです。

事務局 去年は何名ここに置きますというものもなかったもので、そういうのも具体的にちゃんと示してくださいということで、今回はこの2名とかという人数が出てきているという状況で、昨年よりかは具体的になっています。

委員長 矢印が二本でなっているだけです。どこの部分が協会か、どの部分がその団体の方かというのがもうちょっとわからないと、去年のダメになった大きな理由の本当にこれでできるのかというあたりの疑念が払拭できないです。

副委員長 定款とかルールは十分な勉強をしたと思うんですよ。ただ実際に現場にはりつく職員とかメンバーは、なかなか融合しにくいという実態があります。それぞれの思惑も違うし。はりついてやらなくてはいけない。だからこそ、そこどころに配慮してあげたほうがよいと思います。しっかりやんなさいよというときの、なんで俺がいきなりやらないんだというのをぐちゃぐちゃ言っているようじゃどうしようもないので、リーダーはNPOのどなた、どういうポジションのどなたがということをはっきりしておかないといけません。もう経験は問

わない、この際経験を問うとその人の経験が足りないとか足りるという議論が起こるから、その足りない部分はここで言うところのスタッフという形で入る人に、少なくとも係長職クラスの10年近くの経験があって鎌倉市の条例とか常識を熟知し、やらなきゃいけないこともよくわかっている、公共事業もよくわかる、という人がここには1人いますと、それは誰ですと。ただし専従じゃありませんと。他も見ますので12カ月のうちのおよそ6カ月はそこにはりつきま、というようなことでもいいから何か言ってもらわないと、ちょっと不安じゃないかと思います。

事務局 参考までに⑧-1の基本協定の第3条に業務分担がありまして、これで分担が分かれています。急遽災害的なものというところは乙のほうで危険箇所等の応急措置をするということになっております。そういう分担になりますので、この業務分担で分けられるものについてはそれぞれが担うことになるんですが、確かに想定外のことが起きてじゃあどっちでやるのかという事態が起きたときにこれ以上の詳細な分担は出ていないのでそういうときどちらがというところが課題かなと思います。

委員長 ⑧-1にある業務分担の各業務を、その2つの中から誰がどういうふうにするかというのはちょっと見えない。そのことは新たに書類を出してもらわなければいけないので当日少しプレゼンの中で聞くことにしたいと思います。選定委員会の意向としてそういう意見が出たのでぜひそれに対応してください、ということは応募者に言っていないんじゃないかと思います。選定委員会の意見としてそういう意見が出たので対応してくださいと。どこまで対応するかは応募者に任せると。そういう扱いではいかがでしょうか。

事務局 事前に、役割分担だとか業務分担だとかは具体的に聞きたいのでそういうことも含めてプレゼンの対応を考えてください、ということを選定委員会の方からご意見として承って、事務局を通して伝えるということですね。

委員長 それでいいと思います。それは結構大事なことで、去年不安だったという最大の理由がここにあるわけですから。

副委員長 合わせて、もうちょっと早くこのことを言ってあげればよかったけれど、今回でみなさんも学習してほしいというのが、複数の企業のジョイントの場合は少なくとも名前くらいは出していただいたほうがいいと思います。少なくとも責任者は誰なんだと、その経験は何年くらいの方かということについては出していただいたほうがいいです。

事務局 名前というのは応募団体のどちらの団体から出るとかそういうことでしょうか。

副委員長 そういうことです。

委員長 団体の主任技術者1名が出るとか。

副委員長 だから、ここでいう総括責任者というのは甲の方のどなたがやるというふうに言っていただきたいと思います。

事務局 どのくらいの役職のレベルの方がやるのかということでもいいのでしょうか。

副委員長 その変更はあり得るという前提でも構わないけれど、少なくともその覚悟のほどを示してもらわないと、やります、やりますというのと近いイメージになってしまうんじゃないかと思います。

事務局 想定役割分担だとかをもっと詳細に、どなたがという名前は出さなくてもどういう役職の方でどんな経験がある方をそこに採用するつもりなのかということが必要ということですね。

副委員長 この要項の中でそれを謳えるようにしていったほうがいいのかなと思います。複数って今までなかったですよ。単体での競争はあったけども、ジョイントした形ではなかったと思うので、ジョイントの場合は結構そこが大事だろうと思います。だから総括というのは、例えば鎌倉市さんの基準を作って、少なくともハードメンテナンス、ソフトメンテナンスあわせた形で理想は15年以上の経験を持っているとか、その上でこれだけのスタッフ、40人いればいろんな有資格者がいるだろうけど、最低限この資格は持っている人を、人材がない場合もあるだろうから、複数で上手く表現してそこを求めます、くらの表現でいったらどうかなと思います。だからこれは次回への学習です。

委員長 若干、去年と同じようなご意見、ご質問、あるいは心配というご意見が出ましたけども、一応緑色のこのファイルで出てきた団体について、これを受理して次の段の審査に臨むということでご了解いただけますでしょうか。ではこの1団体について次の審査に入るということをお願いします。今言いました意見につきましては、それに対応できるように団体に伝えるということにいたしたいと思います。よろしくお願いします。

応募団体が出てくる過程でいろいろ質疑応答があったようなんですけども、資料1についてはどうでしょうか。何かこの委員会にご報告しておかなければならないような大きなことはありますか。これは見ておけばいいということでしょうか。中でもこれは大事なことが出ましたということがあればご説明してください。委員の皆様からも何かこの質問回答書についてご質問があればお願いします。

指定管理料前払いしてくれという質問はできないよということですね。リスク分担で保険に入ることなんだけど、管理費に入っているんですかという質問してきた人がいますね。公園の素人みたいな質問ですね。自分たちでやるんでしょう。

事務局 大きなものというのはないので、維持管理上の細かいものがほとんどです。

副委員長 これこそ、1日でも早くこの質問回答書をいただければ、熟読して今日に望むことができるのですが、今どんな質問が出たかというのを見てるので、ざっくりとしたことしか見れません。ただ2枚目の裏のP3の樹木の活用、ウルシの問題、このウルシがあるというのは聞いてるんですけど、そのウルシをどうしたいのか。用地買収したらその土地にあったというだけなんですよね。

事務局 ウルシ林というのがあるんですが、あまりにも古くてもう実際には取れるウルシはないんです。それを切って工事みたいな形で今出してるんですが、その樹液を取って実際何か鎌倉彫等で使っているというのは現状ではありません。

副委員長 現状ではないということで、今この回答で書いてあるように、文化として鎌倉彫に活用してください、だからそのウルシ林をどなたが持ってやっていたというような思いがあれば、ここはその都市林公園としての存在意義、自然の遷移に任せた放置だけじゃなくて、地域文化にも根ざした有用林というかそういうものがある、そういうのはやっぱりここに回答しているようにものすごく大事なことかなと思うから、共有をしっかりとしてほしいという願いです。それからその次、貴重種の問題と次の4枚目最後のページの頭にあるホトケドジョウ、生物の貴重性については、都市林公園としての保全を考えていくという上で基本なんだろうと思います。やっぱりそこは現況で鎌倉市さんにどの種がどうこうという、あるいは神奈川県のレッドデータブックでどのランクだとかで、この地域で鎌倉でのこの林にしかもうないものがこれですとか、あるいは全県としてはどうだけどこの10株くらいはとても貴重だ、というようなことは、早くそれこそ市のほうもしっかりとしてほしい。都市林の価値を高める意味でも、保全して50ha近くの鎌倉ではものすごく大きな緑を保全して、これまでの運動だとか散歩だとかそんなのばかりじゃなくて、あることが大事で、それで都市林保全という概念で取り組もうとしているのであれば、今言った2つのところについては、もう少し市として見識は早くお持ちになったほうがいいんじゃないだろうかと思います。もちろんその活動してくださる方々から挙がってくる貴重なものというものがあるかもしれません。発見されるかもしれない。あるいは動物だったら飛来するということだってあるかもしれませんけど、そういうものは都市林というこれまでにないパターンでの公園という位置づけになるうかと思しますので、しっかりとしてほしいなという希望です。

委員長 広町の自然を維持保全していくというためには市民の活動はとても大事だし、大きな役割を果たしてきたわけですね。そういう方々が今回も関与されているというふうに想像するわけですが、それはそれとして市民の力はとても大事だし、必要であったしということはあると思います。広町の都市林としての公園管理の業務はそれとはやっぱり違う客観性がなければいけないですね。それで今まではどちらかというと市民の方のほうで知識があって教わるみたいな、公園管理業務となると対等なパートナーシップですから、やっぱり発注者側としてもきちんとした見識、見解を持って公園業務をやってくださいということです。発注するという立場はきちんと持たなければいけないので、市民の方のすごい知識を持った、すごい経験を持った方の言うとおりにいうわけにはいかない。今度はお金を払ってやってもらうわけで、今まではボランティアで市民の方の意思である意味かなり自由にやっていただいた部分があるんでしょうけど、今回の業務はちょっと違うというあたりははじめをつけた方がいいと思います。

副委員長 鎌倉市全体におけるネットワーク、例えば動物の場合は単体のこのかたまりだけの議論じゃなくて、蝶も鳥も、四足のタヌキはどうかかわからないけど、移動が考えられるとすると、そのまちの中における緑のネットワークといいますか、たくさん分散している神奈川県におけるこの地区、逗子、葉山とかの中で、県が位置づけている緑の帯、河川、そういうことの連携で広町は大事な中継基地になるとか、あるいは域内保全の例としてホトケドジョウをいうとか、域外でやるなら他で絶滅しそうなものをあそこに持ってきてもその種の保全に努力したいとかいうようなことが起ころうかと思うので、ぜひそのあたりは今委員長がおっしゃるようなことも必要かと思えます。

委員長 それでは、この回答書についてはそういうことで後でまた目を通していただく

として、資料2で、今回出てきた審査をするパートナーズの共同事業体の概要がこの1枚の紙になっています。2つの団体がジョイントでしようとしていますということで、業務についてはその下に書いてあることを2つでやるということですが、先ほどご質問が出ましたように、誰がどこをやるのかということについてはわかりませんので、それは当日に候補者からきちんと説明してもらおうということです。先ほどの説明ですと、運営管理の基本方針の中の作業に近いようなことは市民の会の方、それから安全管理とかマネジメント管理については協会の方がお得意なのでやることになるのではないかという気がします。しかしそうはいつでも下のほうの地域との連携とか、法令遵守は両方でちゃんと遵守しなくてはいけないし、人材の育成についてもこれも両方でやらなくてはいいないですが、環境保護の取り組み、これはどちらでしょうかね。というふうに、一緒にやるのかどちらかが重点的にやるのかということをしきんとわからないと、あなたにお任せしますということが判断しにくいです。資料2についてもこれは当日までによく目を通していただいて、このあたりについて具体的に候補者に正すということで最終的な判断をいただければと思いますので、よろしく願います。ということで資料2についてはよろしいでしょうか。では、そうさせていただきます。

次の資料3、資料4ですけれども、これは審査の進め方の審査項目と審査の視点と配点、細かなチェック項目なんですけれども、これは前回私が中座した後で飯塚副委員長の下でご議論いただいたと思いますので、いかがでしょうか。資料3、資料4についてはこういうことで進めますということで、ご了承いただけますでしょうか。あるいはご意見がございましたら、よろしく願います。

副委員長 資料3、資料4にいく前に資料2で確認したいことがあります。これもヒアリングのときに出てくると思うんですけれども、基本方針にある、これまでもたしかこの言葉が使われてると思うんですけれども、地元造園業者の集まりである造園界との協力により、というのは確かに植物だったり造園、そういう空間を作るということにたけた集団ということでは協力をいただくのは構わないと思うけど、もっと書かなきゃいけないことがあると思います。例えばこれだけの50haのここにいるフクロウだとか何とかいろんな素材を使った環境教育を、自然環境の教育をやりたいとこのNPOはたしか言っていたと思うんです。そうであれば、地元の環境教育のグループあるいは教育会、要するに現場の義務教育をやっている先生方とのつながりだとか、いろんなものでその利用促進あるいは理解度を次世代の子どもたちに理解してもらうために努力します。そのために、取り巻いてるその人たちとやりますということがむしろ大事じゃないのかなと思います。ここの中で書かれている協力関係はなんで造園界だけなんだと疑問に思います。というのが、造園業界にいる私としては寂しいかなと。それは配慮としてありがたいとは思いますが、むしろそれは当然で、その得手のグループがうちに花がいっぱいあるからあげよと言ったらそれを使って飾るということもあろうかと思うし、いろんな協力があろうかとは思いますが、その専門的な知識も必要だと思う。だけど、触れておいてもらいたいことは、その20年、30年、40年先にこの空間の存在意義を伝えたいということなんだから、やっぱり子どもに向けたプログラムというのは大事なんだろうという気はします。その現場を預かる先生方が、ほとんど小中学校の先生方が遠足にも来ない、あるいはそこにいるスタッフを当てにもしない、というんじゃないかなという気がしないでもない。ぜひそんなところに触れてプレゼンをしていただき

たいなと思います。

事務局 資料については事務局で抜粋してまとめたものになりますので、ちょっと足りない部分もあるかと思います。見やすいように1枚にまとめたものなので、管理運営の基本方針は提案書の方には6ページくらいありますので、その中には子どもたちの自然体験の場づくりもひとつの指針にはなっています。

副委員長 そこは期待して見ます。

委員長 では、資料3、資料4についてはいかがでしょうか。

事務局 資料3、資料4を見ていただいているのであれば、審査の進め方について少し説明させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 はい。では、どうぞ。

事務局 審査の進め方について説明いたします。

前回の選定委員会で配布した資料と同じものになりますが、資料3「配点表」資料4「採点チェック表」をもとに、各委員において採点をしていただくこととなります。

採点していただく内容は、先ほどご説明しました「応募書類」と第3回選定委員会で行います、応募者によるプレゼンテーション及び委員の皆様によるヒアリングの内容をもとに、配点表に基づいた1人100点の持ち点で採点をしていただきます。このことにつきましては、前回の委員会でも確認させていただいた内容となります。なお、応募団体が1団体でしたので、指定管理料の額に応じた加点評価は実施せず、5人の委員の皆様のご合計500点が満点となります。

ここでは、10月27日に行いますプレゼンテーションとヒアリングについての詳細と、採点に関しての合格ラインを決定したいと思います。昨年度の指定管理者選定委員会では、応募者のプレゼンテーションは20分、委員の皆様によるヒアリングは最大で40分という時間配分で、応募者側の提案説明をする方は最大で4名まで出席できるということで行いました。今年度も応募団体は1団体ですので、同様の時間配分と人数で実施したいと考えております。

合格ラインにつきましては、満点の内6割得点できれば合格としたいと考えておりますが、時間配分、人数、合格ラインにつきましてご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 資料4のA3の縦の書類で四角が頭にある項目が、委員の先生方にプレゼンあるいは資料等でチェックしていただくというもので、それで総合点が何点になるかということやっていたかということ。その配点はここに書いてある10点だとか5点だとかが配点になります。それを足し算しますと満点ならば100点になるんですけども、60点が合格ラインであろうというのが今の事務局のご提案です。プレゼンテーションは4名まで参加をしてもらって、説明が20分、質疑応答は最大でも40分ということで、合計1時間くらいやっていたかというのが事務局の提案でございます。いかがでしょうか。

それからちょっと質問なのですが、緑のファイルの⑩に収支予算書の総括とあって、3年間の収入、支出はこうなっていますというのは書いてあるんですが、この詳細の内訳というのはどこにありますか。

事務局 後ろのページには内訳が書いてあります。収支予算書は両面の1枚です。

委員長 内訳はないのでしょうか。

委員 裏側に運営管理業務は運営管理費と人件費とそういうふうに分かれています。さらに詳細ということはないですけども。

委員長 さらに詳細があるのかなと思ったんですけども。それは出ていないのでしょうか。

事務局 これよりの下の内訳はありません。

委員 パートナーズというのは新しく作られた団体ですよ。そうするとその新しい団体っていうのは、新しいんだから管理実績というのはないというふうに考えていいわけですよ。新しい団体として捉えるのだろうと。公園協会の実績はあるけど、共同体だから新しい団体なんだと、そのところの評価ってすごく難しいような気がするんです。

委員長 共同体とすると新しい団体ですから、実績はないわけですよ。それぞれの実績はあるけれども共同体としての実績は残念なならない。

委員 初めてのこと、ということですよ。

副委員長 主はやっぱり契約、審査しやすい人になるんです。協会が主でやって、NPOはパートナーになってくれれば今の疑問も答えやすいんだけど、今のままでさらのほうに組織としてのベテランがくっついているという状況です。このままでまた去年と同じようになりかねない。実績はどこにあるんですかという、従たるほうにありますという議論になるわけです。だけど、そこはそれということで、どうしたらいいのか。

委員 市民の会と公園協会を逆にすればよかったのに。ある程度たったらまた契約しなおすとか。

副委員長 今は常識というか経験というか、それなりの実績を問うているのだから、問われているのはわかっていたんだから、去年も物議をかもしているんだから、やっぱりそれでもこのNPOは広町を事業としてやりたいんだ、というならどこか取りやすいところと一緒にやりますということで、地元だしということでこうくっつきまして言うんならわかりやすいけど、主はNPOだということだから、今のまた収支の問題とかお金の問題が出てくるとこんなふうな議論が起こるわけだろうと思います。

委員 また実績なしで採点だったら大変ですよ。

副委員長 去年に比べればやれる体制を裏打ちしましたということで見ざるを得ない。

委員長 ご意見はごもつともで、やはり我々は指定管理者を選考する責任があるので、やはり広町緑地が市民のためにとってもいい緑地で維持できるようにということが最大の目標ですから、それにふさわしい団体じゃないといけません。それを選ぶということです。今の主と従を逆にした方が、とりあえず最初の三年間はそれでやっておいて、それで経験が蓄積されて実績が増えてということであれば逆転させてということのほうが安心できます。我々も市民に対してここに任せるという責任があります。そういう考え方は保守的と言われるかもしれませんが、主と従の関係が逆とか、ちょっとそうならざるを得ないという気がします。

副委員長 過去の経歴を問うてる分だけ、そこは今おっしゃるように思います。

委員長 個人個人はかなり一生懸命やっておられる方が含まれているんですけどね。組織としてあそこの場所をきちんと運営管理するという観点からするとそれでいいのかという話になります。個人としてがんばっているからいいんだという話になるかどうか。それから、いろいろイベントをやったりして環境教育もやると、仲間の人を連れてきて講師としてやると、ボランティアでやるからほとんど人件費要りませんとなると、お友達的な感覚で趣味的な活動でいいのかどうかというとこれはちょっと違います。きちんとお金をもらってやる業務だから、やっぱり責任のある仕事に変わるわけですから、新しく、そうするとお友達に頼みました、という感覚だとちょっと心配ではありますよね。

副委員長 その議論で言うと、今度のプレゼン、次回にお願いしたいことは、実名はもういいということにさっきしたけれども、誰でもいい、上手く言える人がしゃべるんじゃないんだと。それではわからない。やる人が来てここで、総括責任者という人が主でしゃべってくれないと、あなた何がやりたいんだと、あるいはあそこの木、ウルシの林をどう考えるんだとこっちが聞いたときに、評論家みたいなことを言われても困ります。やっぱり私はこう理解し、グループをあげてこうやりますと言ってくればまだいいけど、どっかの理事だとかちょっと上手い人がプレゼンなんてやられては現場と結びつかない、ということも起こり得ます。

委員長 それも選定委員会からの意見として、お話が上手な人が出るんじゃないんですけど、実質やる方で具体的に質疑応答に答えられる方、そういう体制で望んでくださいとそういう意見が出たということもお伝えいただけますでしょうか。それにちゃんと対応してくれるかはまた別問題ですけどね。きちんと具体的に対応できる方が、実際管理をやる責任のある方に混じっていただいた方がいいです。そうでないと資料と同じで抽象的な答えをいくら出してもらっても判断できませんから、という意見が出たということもお伝えいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局 総括職員というのは結局主の団体から出て説明するのが当然なんではないでしょうか。

副委員長 普通はそうだと思います。今回の場合は従から出てくるかもしれないけど、それは契約の相手の問題です。普通はそうだと思います。要するに、全ての責任をA Bの2者でやってるけども、Aが契約しているんだからAの責任、Bのことを皆さんが監督業務している上においておかしいと思うことはBに言うことではなくてAに言うんだということです。だから代理人という言葉がいいのかわかりませんが、少なくとも代表で広町を預かってくれるのは誰ですということ

です。4人の中で1人くらいはどこかの理事でも構わないけど、そこにはりついてがんばる、これから汗水を流したいっていう人がやっぱりこれを理解しているかということが大事です。たぶん僕らもその発表する、プレゼンをさせられるときに見られるのは個人なんです。経歴だなんでもあるけども、この個人でいけるかどうかも見られるわけだから、やっぱり最低限主たる人は主たる人であってほしいなと思います。

委員長 企業がもしプレゼンをやる場合、社長は出てきたほうがいいのでしょうか。社長が出てくると本気でやっているとうふうに見えるのでしょうか。

副委員長 出てくるなどと言われる。だからチームがあって部長職の人が1人同席する。それは組織として聞かれたもの、例えば財務体質、お金のことについて聞かれたらその組織の者が答えるけど、この事業内容はチームが答える。発表できるものは3人で同席できる人は何人って、課長職はそこにいるけれども、聞かれたら、振られたら答えなくてはいけないわけで、組織のリーダー、それが役員なのか部長職なのかは別として、組織上、あなたのところで大丈夫ですかと聞かれたときに私が答えますというのはあると思うけど、基本は担当です。担当がやり取りしないといけないだろうという気がします。

委員 三菱のときは現場の方がいましたね。

副委員長 やる人が十分に学習しているんだろうし、これを作るにあたっての十分な共有もしているはずだから、もう今からリハーサルを何回もやってというふうにしてほしい。

委員 去年埼玉かどっかから来た人はお話は上手だけど、現場は全然でしたね。

副委員長 その方が代表かもしれない。

委員 また今度来ても話にならないかと思います。

副委員長 次回は公開ですよ。希望はありそうですか。

事務局 今、10月15日号の広報で募集をしまして、今のところ4名程度の応募があります。

副委員長 0ではないということですね。

事務局 まだ今週いっぱい受け付ける予定で、10名までということで募集しています。

委員長 いろいろとご心配な意見もいただきましたので、事務局のほうでもよろしくお願ひいたします。資料5に基づいて、今後のスケジュールについてご説明をお願ひいたします。

事務局 来週のヒアリングにつきましてはこちらで提案した内容でやらせていただくということでよろしいでしょうか。

委員長 はい。

事務局 では、今後のスケジュールについて説明いたします。

資料5「指定管理者選定のスケジュール」をご覧ください。前回と同じ資料になりますが、今後の予定としまして、10月27日の火曜日、応募者によるプレゼンテーションと委員の皆様によるヒアリングを実施していただきます。その後、10月30日までを目途に、提案内容についての採点をしていただきますが、昨年度よりも期間の設定が短くなっておりまして大変恐縮なのですが、なるべく10月27日のヒアリング後、早急に提出していただけますとこちらでの集計がスムーズにいきますのでよろしく願いいたします。市で集計結果をまとめまして、11月6日の金曜日に開催する第4回選定委員会において、候補者の適否についての判断をお願いいたします。

以上で、今後のスケジュールの説明を終了します。

委員長 来週火曜日にプレゼンテーションを14時から、第三分庁舎の1階で行います。採点していただく締切が10月30日金曜日、それまでに事務局の方に出していただいて、それを集計して、その次の週の11月6日金曜日に15時から今日と同じ部屋で最終的な優先交渉権者の決定をするとそういう段取りの進め方でいきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。時間がタイトですけど、1者ですしホットな議論をして、マルにしろバツにしろ一気に進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。全体を通して何かご質問ありますでしょうか。なければ、私の方からは以上ですので、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局 第2回もいろいろとご審議いただきありがとうございました。次回のプレゼンから候補者の決定まで、引き続きよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。